ずい道等建設労働者健康情報管理システムの利用のご案内

「じん肺」という病気をご存じでしょうか。

じん肺とは鉱物性の粉じんを長期間吸い込むことで発症する肺の病気です。じん肺は発症まで長い年月がかかり、かつ進行が不可逆的であるために健康管理が難しい病気の一つです。

厚生労働省では、事業者に対しじん肺健康診断の実施とその結果の保管を義務付けていますが、現場毎に就業先を変えることが多いずい道等の建設工事現場では、過去の健康診断情報がそれぞれの就業先に散逸しがちであることから、建設業労働災害防止協会（建災防）において、ずい道等で働く方のじん肺健康診断結果と作業従事歴を一元的に保管し、ご本人からの申請によって健康情報等を提供する事業を開始しています。

ずい道等建設労働者健康情報管理システムのご利用案内はこちら（建災防 HP）

※建設業労働災害防止協会（建災防）は、労働災害防止団体法に基づき設置された厚生労働省所管の特別民間法人です。建設業における労働災害防止を図るため、労働災害防止規程の設定、技術的な事項についての指導・援助、労働災害防止に関する調査、研究、安全衛生教育、広報及び安全衛生図書・物品の普及等建設業従事者に対する労働災害に関する注意喚起のほか、労働安全衛生法に基づく技能講習や特別教育も行っています。